

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 令和6年第1回定例会提出予定議案の説明

(14) 議案第22号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第22号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和6年2月8日

消 防 局

議案第 22 号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例 の制定について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る手数料の額を改定し、並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てん設備の許可を受けた者に係る高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に係る手数料を定めるため改正するもの

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正（令和 5 年政令第 347 号）

2 改正の主な内容

（1）上記 1 に伴い、消防法に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る手数料の額を改定するもの

1 件につき 危険物の貯蔵最大数量の区分に応じ定める額

1, 180, 000 円～7, 070, 000 円

→1, 450, 000 円～8, 790, 000 円

（2）上記 1 に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく充てん設備の許可を受けた者に係る高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に係る手数料を定めるもの

1 件につき 6, 000 円

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行

議案第 22 号参考資料

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例関係

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令 令和 5 年 12 月 6 日公布 この条例の関係部分は、令和 6 年 4 月 1 日から施行
- 2 条例改正に係る上記 1 の内容
 - (1) 令和 2 年 3 月に消防庁が発出した屋外貯蔵タンクの浮き屋根の安全対策に係る通知により、浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化されたことに伴い、設置の許可の申請時に添付する書類が増え、市町村長等の審査時間が増加したこと及び前回（平成 30 年度）の手数料改定以降、人件費、物件費等が上昇したことから、これらを積算に反映して手数料の額を改めることとされた。
 - (2) 同一の液化石油ガスの運搬車で、一般消費者等及びそれ以外の者に液化石油ガスの充填を行う場合、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）及び高圧ガス保安法のそれぞれにおいて許可を取得する必要があるところ、液石法における許可基準は、実質的に高圧ガス保安法上の許可基準を包含しているため、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、既に液石法上の許可を受けている液化石油ガスの運搬車については、高圧ガス保安法上の許可の申請に対する審査の合理化によって、手数料を低減することとされた。

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市消防手数料条例 平成12年 3 月24日 条例第34号 別表（第 3 条関係）		○川崎市消防手数料条例 平成12年 3 月24日 条例第34号 別表（第 3 条関係）	
区分	金額	区分	金額
1 (略)		1 (略)	
2 法第11条第 1 項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査		2 法第11条第 1 項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可（以下「設置の許可」という。）の申請に対する審査	
(略)		(略)	
貯蔵所		貯蔵所	
(略)		(略)	
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1 件につき <u>1,450,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1 件につき <u>1,180,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1 件につき <u>1,720,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1 件につき <u>1,410,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1 件につき <u>1,920,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1 件につき <u>1,590,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1 件につき <u>2,360,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1 件につき <u>1,950,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が100,000キ	1 件につき <u>2,740,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が100,000キ	1 件につき <u>2,270,000円</u>

改正後		改正前	
ロリットル以上200,000キロリットル未満のもの		ロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>5,640,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>4,550,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>7,240,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき <u>5,820,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき <u>8,790,000円</u>	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき <u>7,070,000円</u>
(略)		(略)	
3～20 (略)		3～20 (略)	
21 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査		21 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）		高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）	
(略)		(略)	
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの <u>（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者を除く。）</u>		高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	
処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき 7,400円	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	1件につき 7,400円
処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき 11,000円	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	1件につき 11,000円
処理容積が1,000立方メートル以上	1件につき 13,000円	処理容積が1,000立方メートル以上	1件につき 13,000円

改正後		改正前	
5,000立方メートル未満の設備		5,000立方メートル未満の設備	
処理容積が5,000立方メートル以上 25,000立方メートル未満の設備	1件につき 16,000円	処理容積が5,000立方メートル以上 25,000立方メートル未満の設備	1件につき 16,000円
処理容積が25,000立方メートル以上 100,000立方メートル未満の設備	1件につき 21,000円	処理容積が25,000立方メートル以上 100,000立方メートル未満の設備	1件につき 21,000円
処理容積が100,000立方メートル以上 500,000立方メートル未満の設備	1件につき 27,000円	処理容積が100,000立方メートル以上 500,000立方メートル未満の設備	1件につき 27,000円
処理容積が500,000立方メートル以上 1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 44,000円	処理容積が500,000立方メートル以上 1,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 44,000円
処理容積が1,000,000立方メートル以上 5,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 60,000円	処理容積が1,000,000立方メートル以上 5,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 60,000円
処理容積が5,000,000立方メートル以上 10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 75,000円	処理容積が5,000,000立方メートル以上 10,000,000立方メートル未満の設備	1件につき 75,000円
処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき 91,000円	処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	1件につき 91,000円
<u>高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。)</u>	1件につき 6,000円	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者		高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者	
(略)		(略)	
22～52 (略)		22～52 (略)	